4　法第五十八条の二第三項及び第四項の規定は、家族訪問看護療養費に係る指定訪問看護について第二十三条の三の三第一項から第五項までの規定による高額療養費の支給（家族訪問看護療養費負担額（家族訪問看護療養費の支給につき法第五十九条の三第三項において準用する法第五十八条の二第三項の規定の適用がある場合における当該家族訪問看護療養費の支給に係る指定訪問看護につき算定した費用の額から当該家族訪問看護療養費の額を控除した金額をいう。）から第一項各号に掲げる場合については当該場合の区分に応じ当該各号に定める金額を、第二十三条の三の三第二項の規定により高額療養費を支給する場合であつて前条第二項各号のいずれかに掲げる区分に該当していることにつき主務省令で定めるところにより組合の認定を受けているときについては当該区分に応じ当該各号に定める金額を控除した金額を限度とするものに限る。）について準用する。この場合において、法第五十八条の二第三項中「組合員が」とあるのは、「被扶養者が」と読み替えるものとする。

5　法第五十九条第四項から第六項までの規定は、家族療養費に係る療養についての第二十三条の三の三第一項から第五項までの規定による高額療養費の支給（家族療養費負担額（家族療養費の支給につき法第五十九条第四項又は第五項の規定の適用がある場合における当該家族療養費の支給に係る療養につき算定した費用の額から当該家族療養費の額を控除した金額をいう。）から第一項各号に掲げる場合については当該場合の区分に応じ当該各号に定める金額を、第二十三条の三の三第二項の規定により高額療養費を支給する場合であつて前条第二項各号のいずれかに掲げる区分に該当していることにつき主務省令で定めるところにより組合の認定を受けているときについては当該区分に応じ当該各号に定める金額を控除した金額を限度とするものに限る。）について準用する。

6　組合員が第二号医療機関等若しくは指定訪問看護事業者から原爆一般疾病医療費の支給その他総務省令で定める医療に関する給付が行われるべき療養を受けた場合、第二十三条の三の三第八項の規定に該当する組合員が第二号医療機関等若しくは指定訪問看護事業者から同項に規定する療養を受けた場合又は同条第九項の規定による組合の認定を受けた組合員が第二号医療機関等若しくは指定訪問看護事業者から同項に規定する療養を受けた場合において、法第五十七条第二項に規定する一部負担金（法第五十七条の二第一項第一号の措置が採られるときは、当該減額された一部負担金）、保険外併用療養費負担額又は訪問看護療養費負担額の支払が行われなかつたときは、組合は、当該療養に要した費用のうち第二十三条の三の三第六項から第九項までの規定による高額療養費として組合員に支給すべき金額に相当する金額を当該第二号医療機関等又は指定訪問看護事業者に支払うものとする。

7　前項の規定による支払があつたときは、組合員に対し第二十三条の三の三第六項から第九項までの規定による高額療養費を支給したものとみなす。

8　組合員が第一号医療機関等から原爆一般疾病医療費の支給その他総務省令で定める医療に関する給付が行われるべき療養を受けた場合、第二十三条の三の三第八項の規定に該当する組合員が第一号医療機関等から同項に規定する療養を受けた場合又は同条第九項の規定による組合の認定を受けた組合員が第一号医療機関等から同項に規定する療養を受けた場合において、組合がその組合員の支払うべき法第五十七条第三項に規定する一部負担金又は保険外併用療養費負担額のうち、第二十三条の三の三第六項から第九項までの規定による高額療養費として組合員に支給すべき金額に相当する金額の支払を免除したときは、組合員に対しこれらの規定による高額療養費を支給したものとみなす。

附則第五十二条の五の二第五項中「第二十三条の三の五第二項」を「第二十三条の三の五第一項」に改め、「第二号医療機関等」の下に「又は指定訪問看護事業者」を加え、「同条第一項第二号イ」を「同項第二号イ」に改め、「（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、三万千五十円）」及び「（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、二万二千二百円）」を削り、「同項第三号イ中」の下に「三万千五十円。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、二万二千二百円とする。」とあるのは「二万二千二百円」と、同項第四号イ中」を加え、「及び第三項」を「、第四項及び第五項」に改め、「中「当該各号」とあるのは「当該各号（同項第二号又は第三号の規定を附則第五十二条の五の二第五項の規定により読み替えて適用する場合にあつては、前項第一号並びに同条第五項の規定により読み替えられた前項第二号及び第三号）」と、同条第三項」を削り、「前項」とする」を「前項」と、同条第四項及び第五項中「場合については当該場合の区分に応じ当該各号」とあるのは「場合については当該場合の区分に応じ当該各号（同項第二号から第四号までの規定を附則第五十二条の五の二第五項の規定により読み替えて適用する場合にあつては、第一項第一号及び同条第五項の規定により読み替えられた第一項第二号から第四号まで）」とする」に改め、同条第六項を削る。

（高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部改正）

第七条　高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成十九年政令第三百十八号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一項第一号中「第三項まで」の下に「、第十六条第一項」を加え、同条第二項中「及び第十六条第一項」を削る。

第十五条第一項第二号中「並びに次条第一項第一号ロ及び第二号ロ」を「及び次条第一項」に改め、同条第四項第一号中「及び次条第一項」を削る。

第十六条第一項中「保険医療機関（健康保険法第六十三条第三項第一号に規定する保険医療機関をいう。以下同じ」を「保険医療機関等（法第五十七条第三項に規定する保険医療機関等をいう。以下この条において同じ。）又は指定訪問看護事業者（以下この条において「医療機関等」という」に改め、「次の各号に掲げる」を削り、「一部負担金又は」を「一部負担金、」に改め、「額をいう。以下同じ。）」の下に「又は訪問看護療養費負担額（訪問看護療養費の支給につき法第七十八条第八項において準用する法第七十四条第五項の規定の適用がある場合における当該訪問看護療養費の支給に係る指定訪問看護につき算定した費用の額から当該訪問看護療養費の額を控除した額をいう。以下同じ。）」を加え、「又は保険外併用療養費負担額から当該各号に掲げる療養」を「、保険外併用療養費負担額又は訪問看護療養費負担額から次の各号に掲げる場合」に、「当該保険医療機関」を「当該医療機関等」に改め、同項第一号中「入院療養（七十五歳到達時特例対象療養を除く。）」を「第十四条第一項の規定により高額療養費を支給する場合」に改め、同号ロ中「法第六十七条第一項第二号の規定が適用される者」を「前条第一項第二号に掲げる者」に、「入院療養」を「療養」に改め、同号ニ中「第十四条第七項又は」を削り、同項第二号中「入院療養（七十五歳到達時特例対象療養に限る。）」を「第十四条第二項の規定により高額療養費を支給する場合」に改め、同号ロ中「前号ロ」を「前条第二項第二号」に、「入院療養」を「療養」に改め、同号ハ中「前号ハに掲げる者」を「前条第二項第三号に掲げる者に該当していることにつき厚生労働省令で定めるところにより後期高齢者医療広域連合の認定を受けている者」に改め、同号ニ中「前号ニに掲げる者（第十四条第七項に該当していることにつき認定を受けている者を除く。）」を「前条第二項第四号に掲げる者に該当していることにつき厚生労働省令で定めるところにより後期高齢者医療広域連合の認定を受けている者」に改め、同項第三号中「入院療養以外の療養であって、一の保険医療機関による総合的かつ計画的な医学的管理の下における療養として厚生労働大臣が定めるもの（七十五歳到達時特例対象療養を除く。）」を「第十四条第三項の規定により高額療養費を支給する場合」に改め、同号ロ中「第一号ロ」を「前条第三項第二号」に改め、同号ハ中「第一号ハ又はニに掲げる者」を「前条第三項第三号に掲げる者に該当していることにつき厚生労働省令で定めるところにより後期高齢者医療広域連合の認定を受けている者」に改め、同項第四号を次のように改める。

四　第十四条第七項の規定によりその額を算定した高額療養費を同項に該当していることにつき厚生労働省令で定めるところにより後期高齢者医療広域連合の認定を受けている者に対し支給する場合　一万五千円